

**・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 **320,000千円**  
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (170,000千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	144,602	2,362	3,500	21,181	6,200	111,359
	高 齢 者 福 祉 事 業	131,274	4,019	0	7,944	7,900	111,411
	障 害 者 福 祉 事 業	1,103,177	817,080	0	0	19,100	266,997
	児 童 福 祉 事 業	1,687,244	879,601	30,000	154,344	52,200	571,099
	包 括 支 援 事 業	212,105	0	0	109,772	12,300	90,033
	重度心身障害者等医療給付事業	81,988	37,392	0	0	2,900	41,696
	ひとり親家庭等医療費支給事業	33,056	15,307	0	0	1,100	16,649
社 会 保 険	子 ども 医 療 支 給 事 業	107,384	40,632	0	26,109	2,700	37,943
	国民健康保険特別会計(繰出金)	298,977	120,000	0	0	10,000	168,977
	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	436,070	72,417	0	0	22,400	341,253
保 健 衛 生	介 護 保 険 広 域 連 合 ( 繰 出 金 )	457,147	0	0	0	28,600	428,547
	保 健 衛 生 事 業	71,615	0	0	28	2,800	68,787
	疾 病 予 防 事 業	40,748	2,256	0	1,373	600	36,519
	母 子 保 健 事 業	97,199	19,759	0	30,000	1,200	46,240
合計		4,902,586	2,010,825	33,500	350,751	170,000	2,337,510